

令和7年10月7日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県入札監視委員会
委員長

入札・契約手続に係る再苦情処理について

令和7年8月25日付で意見照会のありましたこのことについて、審議しましたので、山口県入札監視委員会設置要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり意見を報告します。

記

第1 申立に対する判断（意見の要旨）

- 1 発注者が、一般競争入札参加申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書類」という。）の提出期限を経過した後に、その差し替えを認めないとしたことは、妥当である。
- 2 発注者が、県の把握している「建設工事等競争入札参加資格」を確認することなく、再苦情申立者が提出した申請書類に基づき審査を行い、入札参加資格を有することを確認できないとしたことは、妥当である。

第2 理由

1 再苦情申立者の主張の要旨

- (1) 申請書類について、提出後に不具合があった場合は、発注者が連絡し、差し替えを認めるべきである。
- (2) 発注者が提出を求めている申請書類のうち、「建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し」は県が交付したものであり、公告日時点での入札参加資格の有無は発注者において確認できるものと思われる。工事成績評定点についての確認資料の提出が不要とされていることと同様に、「建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し」についても不要ではないか。公告日時点の入札参加資格の有無を確認できないとした発注者の判断は不当である。

2 当委員会の判断

(1) 申請書類の差し替えについて

県は、条件付一般競争入札（事後審査方式）事務処理要領（以下「県要領」という。）を公表し、県要領に基づき、提出期限内に提出された申請書類を基に入札参加資格の有無を審査することとしているため、発注者が、公平性・公正性の確保の観点から、提出期限を経過した後に申請書類の差し替えを認めないとしたことには、合理性があると認められる。

(2) 入札参加資格の有無の確認について

ア 当該工事の入札は、入札価格及び技術提案資料の内容を総合的に評価することにより落札者を決定する総合評価方式の一般競争入札により実施されており、発注者は、入札公告に申請書類及び技術提案資料を明示し、入札に参加しようとする者にそれらの提出を求め、提出された資料を基に入札参加資格及び技術提案に関する多くの様々な項目について審査を行っている。

イ こうした手続の中で、発注者が、申請書類の一つとして「建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し」の提出を求めたことは、落札者の決定につながる重要な手続である審査の正確性を担保するとともに、審査を効率化し、落札者の決定を可及的速やかに行うためのものであることから、合理性があると認められる。

ウ 再苦情申立者は、申請書類により公告日時点での入札参加資格の有無を確認できなければ、発注者が自ら別途確認すべきであると主張するが、これは、提出された申請書類等が規定に則り作成できているかどうかも含めて確認・審査を行うこととしている県要領の主旨を逸脱するものであり、また、特定の者に便宜を図ることにもつながるため、公平性・公正性の観点から、不適當である。

エ また、再苦情申立者は、「建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し」の提出は不要とすべきであるとも主張するが、発注者がその提出を求めることには、上記のとおり合理的理由があることから、その主張は認められない。

(3) 結論

以上のことから、第1申立に対する判断（意見の要旨）のとおり判断した。

以上